

様式第1号（第2条関係）

公園内行為許可申請書	
年 月 日	
羽曳野市長様	
申請者	住所 氏名 生年月日 職業 連絡先
1. 公園名	2. 場所
3. 行為の内容	4. 面積
5. 行為の目的	
6. 行為の期間	
7. 原状回復の方法	
8. 備考	

- (注) 1 申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名、生年月日、事務所の所在地並びに事業の内容を記入してください。
- 2 添付書類として、位置図及び配置図を添えてください。
- 3 暴力団の利益になる行為は許可しません。また、行為許可後に暴力団の利益になる行為であることが判明したときは、行為許可の取消等を行います。
上記理由を確認するため必要がある場合には、条例に基づき所轄の警察署に照会することがあります。

上記の申請を（ 許可・不許可と ）する。	
年 月 日	
羽曳野市長	
1. 使用料	2. 許可番号
3. 遵守事項 裏面のとおり	
4. 不許可理由	

(教示) この処分不服がある場合は羽曳野市長に対し異議申立てをすることができます。
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にならなければなりません。

遵 守 事 項

- 1 都市公園法、都市公園法施行令、羽曳野市公園条例及び羽曳野市公園条例施行規則の規定を遵守すること。
- 2 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 3 許可を受けたものが第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 4 許可を受けた者が公園を荒廃し、又はき損したときは、その賠償の責を負うこと。
- 5 許可を受けた者が公園の施設の使用を終了したときは、自己の費用をもって許可に係る施設を原状に復し、許可期間の満了と同時にこれを返還すること。
- 6 同じ公園において同種の申請が他にある場合は、当該申請者間において協議を行い、解決を図ること。
- 7 公園の改修工事その他公益上やむを得ない必要があるときで市長が命ずる場合は、速やかにその使用を中止すること。
- 8 付近住民に迷惑をかけないこと。
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となる行為をしないこと。